

平成24年9月7日

紛争解決のお知らせ

静岡県内に居住するお客様から、当社との間で締結した2戸のマンションの売買契約について、消費者契約法に基づく取消等を主張されて、支払済み売買代金相当額約4700万円の返還を求める訴訟が提起され、第一審東京地裁は平成24年3月27日、消費者契約法に基づく取消の主張を認めて、当社に対し約4700万円の支払を命ずる判決が出されました。

東京地裁判決の事実認定は、当社が販売したマンションの価格が「適正な価格を反映したものとは言えない取引であった」とし、更に、売買契約交渉の際に不実を告知したり、不利益となる事実を告げなかった等、当社として到底承服できない内容でしたので、当社は直ちに東京高等裁判所に控訴致しました。

控訴審において当社は、マンションの販売価格は適正であること、契約に際して不実の告知や、不利益事実の不告知等は一切ないこと等を主張した結果、先般控訴審である東京高裁において、「売買契約の無効原因、取消原因及び解除原因が一切なく、同契約が有効であること」、との条項を前提とした和解案の提示がありました。当社としては、一審の判決が全面的に否定されて当社の主張が受け入れられたものと判断し、お客様との不動産管理委託契約につき、家賃保証を目的とする建物賃貸借契約に変更することで和解に応じることとし、平成24年9月7日、裁判上の和解によって紛争を解決致しました。

一審判決時には関係各方面に大変御心配をおかけ致しましたが、以上のとおり当社の主張に沿った円満解決に至りましたので、ここに御報告させていただきます。今後とも当社は法令を遵守した適正な営業を行って参りますので、何卒ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社トーシンパートナーズ

代表取締役 吉田 隆也